

令和6年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

会津若松市

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象になります。償却資産は地方税法 383 条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在（賦課期日）の所有資産を資産の所在する市町村長に1月31日までに申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをお読みいただき、必ず期限内に申告していただくようお願いいたします。

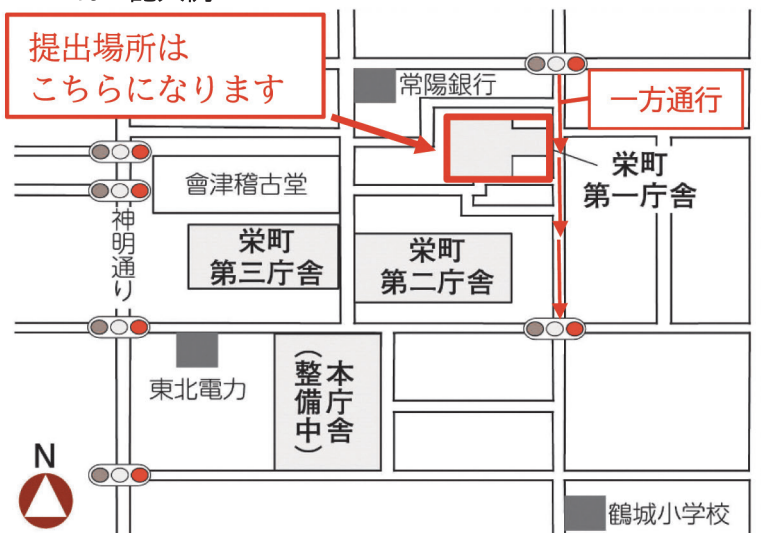
なお、**申告書への押印は不要**です。

【仮庁舎への移転に伴い提出先は栄町第一庁舎になります】

申告期限	令和6年1月31日（水）
申告書提出先 （問い合わせ）	〒965-8601 会津若松市栄町4番45号 会津若松市役所 税務課 家屋・償却資産グループ 直通電話 0242（39）1225（8：30～17：15）

目次

1. 償却資産とは	1
2. 申告していただく方	1
3. 申告していただく資産	1
4. 提出書類について	5
5. 企業電算処理方式により申告される場合	5
6. 個人番号・法人番号について	5
7. 申告書の提出方法について	6
8. 税額の計算方法	6
9. 非課税該当資産がある場合	7
10. 課税標準額の特例について	7
11. 国税と固定資産税（償却資産）の比較	8
12. 不申告及び虚偽の申告について	8
13. 納税義務者、納期について	8
14. 実地調査、修正申告、申告もれについて	8
15. 記入例	9



申告書を郵送される場合は切り取って、宛名としてご利用ください。

〒965-8601
会津若松市栄町4番45号
会津若松市役所 税務課
家屋・償却資産グループ あて
(償却資産申告書在中)

1 償却資産とは

償却資産とは賦課期日現在において事業の用に供する資産として、税務会計（所得税及び法人税を計算するための会計方法）上、減価償却の対象としている資産です。

具体的には、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産（構築物、機械、装置、船、航空機、車両、工具、器具、備品）が対象です。

2 申告していただく方

令和6年1月1日現在で、工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートを貸しているなど、事業を営んでいる方で、会津若松市内に所在する償却資産を所有している方が対象です。

また、申告書が送られてきた方で償却資産を所有していない方、前年中に資産の増減がない方、廃業・転出等により会津若松市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項を記入のうえ提出してくださいようお願いいたします。令和5年中に市税務課に廃業届等を提出された方にも、調査及び確認のために申告書を送付しておりますので、課税台帳から資産を除くため減少の申告をお願いします。

3 申告していただく資産

申告が必要な資産は、令和6年1月1日現在で事業の用に供することができる資産です。

(1) 申告が必要な資産

- ア 事業の用に供している資産（他事業者へ事業用として貸付している資産（リース資産）を含む）
- イ 遊休資産（稼動を休止しているが、稼動できる状態にあるもの。休業中の方の資産も該当になります。）
- ウ 未稼働資産（完成しているが、まだ稼動していないもの）
- エ 償却済み資産（減価償却が終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- オ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- カ 改良費（性能の向上といった価値が上がる設備投資）
- キ 福利厚生（社宅・寮等）の用に供する器具・備品等の資産
- ク 建設仮勘定で経理されている資産
- ケ 信託会社等から譲渡を条件として賃貸している資産
- コ 家屋として固定資産税の評価がされていない建物、建物附属設備、構築物

(2) 申告の対象とならない資産

- ア **自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの**
 - ※ 大型特殊自動車はナンバー登録の有無にかかわらず償却資産として申告が必要になります。
- イ 無形固定資産（特許権、漁業権、鉱業権、商標権、営業権、水道利用権、ソフトウェア等）
- ウ 取得価額が20万円未満のリース資産
 - 平成20年4月1日以降に締結したリース契約に基づくファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- エ 繰延資産（開業費や開発費等、その支出効果はその支出の日以後1年以上に及ぶもの）
- オ 棚卸資産（商品や製品など、生産、販売活動のために保有している資産）
- カ 生物（牛や豚などの家畜、立木、果樹、野菜、苗等）
 - ※ ただし、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は、償却資産の6（工具・器具及び備品）としての市への申告が必要になります。
- キ 平成27年1月1日以後に取得した美術品で、歴史的価値または希少価値を有する代替性がないものや、時の経過により価値が減少しないことが明らかなもの
- ク 家屋として固定資産税の評価がされている建物、建物附属設備、構築物

(3) 償却資産の種類と具体例 ※()内の数字はその業種における主な償却資産の耐用年数です。

業 種	資 産 の 具 体 例
共 通	応接セット(8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、金庫(20)、 複写機(5) 、タイムレコーダー(5)、自動販売機(5)、LAN設備(10)、ファクシミリ(5)、事務机(15)、椅子(15)、レジスター(5)、テレビ(5)、看板(20)、ネオンサイン(3)、パソコン(4又は5)、 エアコン(6) 、 太陽光発電設備(17) 、手さげ金庫(5)、金庫(20)、ハンドガイド式除雪機(10)
農 業	温室(ビニール製)(8)、給排水設備(15)、 乾燥機(7) 、モミすり機(7)、種まき機(7)、皮むき機(7)
喫茶・飲食業	テーブル(5)、カウンター(5)、レジスター(5)、テレビ(5)、ステレオ(5)、放送設備(6)、冷蔵庫(6)、 厨房用具(5) 、カラオケ機器(5)
理容・美容業	理容・美容いす(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、サインポール(3)
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス機(13)、ビニール包装設備(13)
ホテル・旅館業	ビデオ(5)、ベッド(8)、カラオケ機器(5)、製氷機(10)、看板(20)、ボイラー(15)、電話交換設備(6)
医療・薬局業	陳列ケース(8)、ベッド(8)、分包器(6)、エックス線装置(6)、顕微鏡(8)、心電計(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)、投影機(8)、光学検査機器(8)、保育器(6)、冷蔵庫(6)、給食用厨房器具(5)
小 売 業	陳列ケース(6又は8)、冷蔵ストッカー(4)、店用簡易装備(3)
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫(室)(6)、冷凍機(9)、陳列ケース(6又は8)、電子秤(5)肉切機(9)、挽肉機(9)
精 米 業	精米機(7)、調質装置(7)、混米機(7)
ガソリン給油業	ガソリン計量機(8)、リフト(8)、充電機(4)、照明設備(15)、地下タンク(15又は25)、構内舗装(10又は15)、 キャノピー(45)
自動車修理業	旋盤(15)、プレス(15)、オイルクリーナー(15)、カーウォッシャー(4)、充電機(8)、検査工具(5)、測定工具(5)
不動産賃貸業(貸店舗、アパート経営等)	舗装路面(10又は15) 、自転車置場(10)、排水溝、金属フェンス(10)、緑化施設(20)、金属門扉(10)、屋外給排水設備(15)、下水道接続設備(15)、屋外照明設備(15)、 受・変電設備(15) 、物置(地面に固定していないもの)(7又は10)

(4) 資産を貸している方、借りている方

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産	× (申告不要)	○ (自己資産として申告必要)
売買にあたるようなリース資産(※)	○ (自己資産として申告必要)	× (申告不要)

※ リース期間後に資産が使用者の所有物となる場合や所有権留保付割賦販売の場合などで、取得価額が20万円以上のもの

(5) 少額の減価償却資産の取り扱い

固定資産税（償却資産）において課税の対象から除外する「少額資産」は、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時的に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したものをいいます。

10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
リース資産		中小企業者等の 少額資産特例	減価償却
3 年間で一括償却			
一時的に損金算入			

課税の対象となる資産

課税の対象とならない資産

(6) 償却資産の対象となる車両

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するためナンバー登録の有無にかかわらず、償却資産の申告が必要になります。賦課期日（1 月 1 日）時点での建設機械等を保管する「主たる定置場」のある市町村に申告してください。

自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンプ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1 つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①長さ 4.7m を超える ②幅 1.7m を超える ③高さ 2.8m を超える ④最高速度 15km/h を超える
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度 35km/h を超える場合は、大型特殊自動車です。
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

【参考】大型特殊自動車の分類番号

① 建設機械に該当するもの：0、00～09、000～099

② 建設機械以外のもの：9、90～99、900～999

(7) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が**同じ**場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

貸店舗を借りている事業者が取り付けした特定附帯設備（※）については、借りている事業者に固定資産税（償却資産）として課税されます。

※ 特定附帯設備とは、家屋の附帯設備（内壁、天井、床、給排水設備、空調設備等）であって、家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付け、家屋と一体になったものです。

	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合 (特定附帯設備)	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
3	ビル等における受変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	中央監視設備、電話交換機		◎		◎
5	電気設備（2,3,4に該当するものを除く）	○			◎
6	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		◎		◎
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
9	ガス設備（屋内）、給排水設備（屋内）、衛生設備	○			◎
10	冷房、暖房及び通風設備、又はボイラー設備 （工場等における生産設備であるボイラーを除く）	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙、火災報知設備	○			◎
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			◎
14	金庫室の扉	○			◎
15	店舗造作、間仕切り（※）	○			◎

※ 移設が容易であるもの（簡易な間仕切り等）は償却資産になります。

4 提出書類について

(1) 償却資産申告書 (記入例は9ページをご覧ください。)

申告書が送付されたすべての方の提出が必要です。次の①～③に該当する方も必ず提出してください。

- ① 令和5年中に資産の増減がなかった方
⇒18 備考の「2. 資産移動なし」を○で囲んで提出してください。
- ② 該当資産がない方
⇒18 備考の「3. 該当資産なし」を○で囲んで提出してください。
- ③ 1月1日現在、すでに廃業・解散・転出等をしている方
⇒18 備考の「4. 廃業・解散・転出等」を○で囲み、その日付を記入して提出してください。

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) (記入例は10ページをご覧ください。)

増加資産のある方、初めて申告される方で対象資産がある方は提出してください。また、全資産申告 (企業電算処理方式) で申告される方は全資産の明細書が必要です。

(3) 種類別明細書 (減少資産用) (記入例は11ページをご覧ください。)

資産の減少や他市町村への移動があった場合は提出が必要です。また、廃業・解散・転出等をされた方についても資産の減少の申告をお願いします。

5 企業電算処理方式により申告される場合

企業電算処理方式とは、企業会計ソフト等を使用して1月1日時点で所有するすべての市への申告が必要な資産を申告し、申告書の取得価額 (イ) (ロ) (ハ) (ニ) と (ホ) 評価額、(ヘ) 決定価格、(ト) 課税標準額すべてを申告者で算出して申告する方法です。自社で作成した申告書を提出してください。企業電算処理方式で申告される場合は下記の①～⑤の点にご注意ください。

- ① すべての資産の (ホ) 評価額を算出してください。原則として (ホ) 評価額 = (ヘ) 決定価格 = (ト) 課税標準額となります。(ホ) 評価額の最低限度は、取得価額の5%になります。
- ② (ト) 課税標準額は、特例適用により (ホ)、(ヘ) と異なる場合もあります。
- ③ 種類別明細書は、全資産、増加資産、減少資産の3種類すべてを提出してください。
- ④ 申告された (ト) の数値に税率1.5%を乗じた額を課税します。
- ⑤ 一度、この方法で申告された方は、来年度以降もこの方法での申告をお願いします。

6 個人番号・法人番号について

申告には12桁の個人番号 (いわゆるマイナンバー) または13桁の法人番号が必要です。

また、個人番号を記入した書類を提出する場合は、提出時に、次のA・Bいずれかの方法により、番号確認と本人確認を行います。

- A 顔写真がついたマイナンバーカードの表裏両面による確認
- B 記載事項に変更が無いマイナンバー通知カードまたは個人番号が記載された住民票と、運転免許証などの公的機関が発行した顔写真付き身分証明書の2つによる確認
- ※ 郵送で提出の場合も、A・Bどちらかによる写しを同封してください。
- ※ 税理士が代理で申告する場合も、「申告義務者のマイナンバーと住所、氏名が確認できる書類の写し」と「税理士の身元が確認できる書類」、「代理権が確認できる書類 (会津若松市から送付されてきたプレ印字された申告書でも可)」が必要です。

7 申告書の提出方法について

市税務課窓口にご持参いただくか、郵送、eL T A X（エルタックス）による電子申告により提出してください。申告書の本人控えを希望する方は、提出時に申告書の写しを持参してください。受付印を押してお渡します。郵送で提出される方で本人控えを希望する場合は、必ず「申告書の写し」、「切手を貼付した返信用封筒」を同封してください。

e L T A X（エルタックス）で事前に利用者 I D を取得した上で、インターネットを利用して申告する場合は、利用者 I D やカードリーダーなどが必要です。詳細は市ホームページ又はエルタックスのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

8 税額の計算方法

(1) 課税標準額の計算

申告書に基づき評価額を計算のうえ、価格を決定し課税標準額を計算します。課税標準額の計算方法は次のとおりです。

- ① 償却資産一つごとに、初年度の場合は取得価額、次年度以降は前年度の評価額に耐用年数ごとの減価残存率をかけて評価額を算出します。

【評価額の算出方法】

- ・前年中に取得した資産

$$\text{「取得価額」} \times \text{「前年中取得資産の減価残存率 (A)」} = \text{「評価額」}$$

取得価額には、その資産を取得するのに必要な費用（据付費、運搬費等）を含みます。

- ・前年前に取得した資産

$$\text{「前年度評価額」} \times \text{「前年前取得資産の減価残存率 (B)」} = \text{「評価額」}$$

以降、毎年この計算方法で計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%相当額が評価額になります。

(減価残存率表)

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 (A)	前年前取得 (B)			前年中取得 (A)	前年前取得 (B)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

【計算例】

30万円パソコン、令和5（2023）年8月取得、耐用年数4年の場合

$$\text{令和6（2024）年度} = 300,000 \times (\text{前年中取得 (A) : 0.781}) = 234,300 \text{円}$$

$$\text{令和7（2025）年度} = 234,300 \times (\text{前年前取得 (B) : 0.562}) = 131,676 \text{円}$$

$$\text{令和8（2026）年度} = 131,676 \times 0.562 = 74,001 \text{円}$$

$$\text{令和9（2027）年度} = 74,001 \times 0.562 = 41,588 \text{円}$$

$$\text{令和10（2028）年度} = 41,588 \times 0.562 = 23,372 \text{円}$$

$$\text{令和11（2029）年度} = 23,372 \times 0.562 = 13,135 \text{円} < 300,000 \times 5\% = 15,000 \text{円}$$

※令和11（2029）年度で取得価額の5%（15,000円）より小さくなるため、令和11（2029）年度以降は15,000円が評価額となります。

- ② 償却資産一つごとに算出した「評価額」を合計します。
- ③ 合計した「評価額」がその事業者の「決定価格」 = 「課税標準額」となります。
※ 課税標準の特例等が適用される場合には
「決定価格」 - 「課税標準の特例減少額」 = 「課税標準額」になります。

(2) 税額の計算

(1) で求めた「課税標準額」に税率をかけて税額を計算します。

$$\text{「課税標準額 (1,000円未満切り捨て)」} \times \text{「税率 1.5/100」} = \text{「税額 (100円未満切り捨て)」}$$

※ 課税標準額の合計額が150万円（免税点）未満の場合は、その年の償却資産に対する課税はありませんが申告は必要です。

9 非課税該当資産がある場合

地方税法 348 条の規定に該当する資産は、非課税の対象になりますので、下記の方法で申告に合わせて申請してください。なお、非課税の対象になるのは、法で規定している事業にのみ供されている資産に限ります（地方税法 348 条 3 項）。

- ① 償却資産の非課税申請書を用意してください。
申請書は、家屋・償却資産グループ（0242-39-1225）までお問合せいただくか、会津若松市役所のホームページ「申請書ダウンロード 税」の「非課税規定適用申請書」を参照してください。
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）の該当する資産の摘要欄に、適用条項を記入してください。
- ③ 非課税該当資産を確認できる書類（県知事からの事業が認可されたことを示す指定書や事業開始届、設置届など）も申請書に添付し、申告書とともに提出してください。

10 課税標準額の特例について

地方税法 349 条の 3 及び地方税法附則 15 条、64 条の規定に該当する資産は、課税標準額の特例が認められますので、該当資産がある場合は、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入し、特例該当資産であることを確認できる書類（主務官庁の許可書の写し、通知書、パンフレット等）を添えて申告してください。

11 国税と固定資産税（償却資産）の比較

償却資産に対する課税（地方税）と、所得税の確定申告（国税）の取り扱いとの比較は次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法等の選択制
前年中の新規取得	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	制度無し	制度有り
特別償却、割増償却の制度 （租税特別措置法）	制度無し	制度有り
増加償却の制度 （所得税、法人税）	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価格（1円）
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

12 不申告及び虚偽の申告について

正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法 386 条及び会津若松市税条例 75 条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法 385 条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。

13 納税義務者、納期について

（1）納税義務者

令和6年度の固定資産税については、令和6年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。

（2）固定資産の納税通知書について

申告いただいた内容に基づき算出した償却資産の税額については、土地、家屋とともに、固定資産税納税通知書を毎年5月上旬に発送します。

（3）納期

固定資産税の納期は5月、7月、12月、2月の4回に分けて納めていただくことになっています。具体的な納期は納税通知書で確認してください。

14 実地調査、修正申告、申告もれについて

地方税法 408 条の規定に基づき、企業で保有している減価償却資産明細書の写しの提出や訪問調査をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、内容に不備や誤りがある場合は、修正申告をお願いすることがあります。

後日、令和6年1月31日までに申告していなかった資産の存在が判明した（申告もれの）場合は、速やかに修正申告をしてください。なお、年度ごとに算出した課税標準額の合計が免税点の150万円以上になった場合は、最大5年度分さかのぼって課税されます。

15 記入例

申告書はボールペンで記入してください。

住所、氏名、電話番号を正確に記載し、ふりがなをつけてください。印字している内容に変更がある場合は、取消線を引いて余白に修正内容を記入してください。

個人事業主の方は個人番号（マイナンバー）
法人の場合は法人番号を記入してください。
（左づめ）

税理士の方が申告書を作成した場合は必ず署名してください。

それぞれ該当する方を○で囲んでください。

市内事業所の所在地を記入してください。

有の方は資産名称、リース会社名等を記入してください。

令和6年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

福島県会津若松市長
千965-8601
会津若松市栄町4番45号
（電話）39-1225

個人番号又は法人番号
1234567890123

事業種目
土木建設業

事業開始年月
平成2年4月

代表取締役
会津建設工業（株）代表取締役 会津 太郎

税理士等の氏名
東 栄一
（電話）39-1111

資産の種類	前年前に取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	計(イ)-(ロ)+(ハ)
	(ア)	(イ)	(ロ)	(イ)+(ロ)+(ハ)
1 構築物	25000000	700000	1000000	28000000
2 機械及び装置	10000000	200000	300000	10000000
3 船舶	15000000	900000	1300000	16000000
4 航空機	50000000	0	0	54000000
5 車両及び運搬具	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	0	0	0	0
合計	100000000	1600000	1330000	100000000

前年1月1日現在の償却資産の合計。
前年度において申告漏れ、他市町村からの資産の移動により印字されている数字に変更がある場合は取消線を引いて訂正してください。

前年中に減少した資産の合計。
種類別明細書（減少資産）に記入した資産を種類別に合計した額を記入してください。

前年中に増加した資産の合計。
種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入した資産を種類別に合計した額を記入してください。

該当する項目を○で囲んでください。
また、以下のことを記入してください。
・住所や氏名又は名称に異動があった場合は該当条項等
・特例の対象となる資産がある場合は該当条項等
・添付した書類がある場合はその名称
・その他申告に必要な事項や参考となるべき事項

① 東栄町3番46号

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

令和6年度

申告書右上に「所有者コード」、「行政区」が印字されている場合は転記してください。

(提出用)

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

欄には記入しないでください。

所有者コード	行政区	産業分類
個人コード(右づめ)		
1202	13	

所有者名	課税標準額	増加事由	摘要	価値		耐用年数	取得価額	減価残存率	課税標準額の特例率	枚数	枚目
				十億	百万						
会津建設工業(株)									58.59		
資産の種類											
01		1			800000	10	800000	0		2	1
02		2			200000	6	200000	0		1	2
03		6			300000	5	300000	0		1	2
05		2			500000	6	500000	0		1	2
06											
小計					1800000		1800000				

法定耐用年数を資産ごとに記入してください(中古資産において見積耐用年数による場合はその対象年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入し、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」を添付してください。)

取得価額を記入してください。(取得価額はその資産を取得するのに必要な費用(据付費、運搬費等)を含みます。)

取得年月を記入してください。年号は昭和は3、平成は4、令和は5になります。

資産の数量を記入してください。

資産の名称等を記入してください。

該当する資産の区分番号1~6を記入してください。

該当する増加事由を○で囲んでください。

摘要の欄には下記の事項等を記入してください。

・令和5年1月1日以前に取得した申告もれについては「申告もれ」

・市外から移動してきた資産については「令和〇年〇月〇日から移動」

・非課税、課税標準の特例に該当する場合にはその適用条項

の適用条項

注 6. 増加分の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他のいずれかに○印を付けてください。

注 7. 年号は昭和、平成、令和のいずれかに○印を付けてください。

注 8. 資産の種類は、1. 建築物、2. 機械及び装置、3. 船舶、4. 航空機、5. 車両及び運搬具、6. 工具・器具及び備品

